

会議結果通知

会議の名称	令和5年度第2回公共施設等総合管理計画庁内検討委員会		
開催日時	令和5年11月29日（水） 午後2時から午後2時40分		
開催場所	朝霞市役所 別館2階 全員協議会室		
出席者及び欠席者の職・氏名	<p>委員22名 【機構順】 須田総務部長（委員長）、櫻井政策企画長、 小野澤副審議監兼危機管理室長、 金子（智之）総務部次長兼財政課長（副委員長）、 奥田財産管理課長、大瀧資源リサイクル課長、 金子（一彦）内間木支所長、小笠原福祉相談課長、 増田長寿はつらつ課長、石田こども未来課長補佐、 玄順こども・健康部次長兼保育課長、 村沢都市建設部次長兼開発建築課長、大塚みどり公園課長、 持田道路整備課長補佐、長島水道施設課長、 田中上下水道部次長兼下水道施設課長、 関口学校教育部次長兼教育総務課長、長谷学校給食課長、 堀川生涯学習部次長兼生涯学習・スポーツ課長、 赤澤文化財課長、松本中央公民館長補佐、 菊島生涯学習部次長兼図書館長 事務局4名 中谷財産管理課主幹兼課長補佐、山崎財産管理係長、 牧原主任、清水営繕係長</p>		
議題	<p>(1) 分野別個別施設計画について (2) 公共施設等マネジメント実施計画（第2期）策定方針について (3) 公共施設等マネジメント実施計画 策定スケジュールについて</p>		
公開・非公開	非公開	傍聴者の数	—
<p>【審議概要】</p> <p>(1) 分野別個別施設計画について ・朝霞市公共施設等総合管理計画に紐づく分野別個別施設計画の進捗状況について確認を行った。</p> <p>(2) 公共施設等マネジメント実施計画（第2期）策定方針について ・朝霞市公共施設等マネジメント実施計画(第2期)策定方針について、政策調整会議や庁議を経て、承認を得たことを報告した。 ・策定方針について説明した。 策定方針①第1期計画の骨格を維持すること。 策定方針②各施設の改修工事などの実績や施設健全度、施設重要度を再評</p>			

価し、改修計画の見直しをすること。

策定方針③「計画期間内においても随時改修計画を見直す」ための方策を検討すること。

・策定体制として、庁内検討委員会の下部組織として公共施設を所管する課の実務担当者で組織する検討会議を新たに立ち上げて検討する予定。

〔主な質疑〕

朝霞市公共施設等マネジメント実施計画の67、68ページ（対象施設における改修等の実施計画）を基本的には更新するという認識でよいか。

⇒そのような認識で間違いない。

本計画は建替えや複合化などの検討も入るのか。

⇒本計画は現状の施設を点検して、客観的な視点での改修の優先順位をつけるものなので、建替え等は含まず、あくまで改修を目的とした計画である。

本計画は一般的には公共の建物に対する計画ということで、インフラ系に直接リンクするものではないという認識でよいか。

⇒一般的な建築物とインフラとは性質が違う。またインフラ系は各個別計画があるのでそれに基づき、所管課が進める。

本計画は改築に関することも含むのか、それか改築に関するところは違うところで議論するものなのか。

⇒第2期の計画では改築に達するような目標年数になる建物はないので、現時点では長寿命化に関する計画であると考えている。ただし、改築時期を迎える施設が出てくるタイミングとなっても、改築年数に至ったからといって必ずしもその年数に更新しなければならないとは考えておらず、現実的な手法で検討していくことが必要であると考えている。

随時計画を見直すということの具体的なイメージはあるか。

⇒見直し方法については現在検討中だが、策定する中で改定しやすい建付けにしていく予定である。

(3) 公共施設等マネジメント実施計画 策定スケジュールについて

・令和5年11月までに施設カルテ、施設点検を確認した。その結果を計画策定支援事業者に提示し、改修等の優先順位の再評価を実施する。

・令和6年2月に庁内検討委員会の下部組織としての検討会議を発足予定。

・検討会議で素案を作成、素案を庁内検討委員に提案・報告する予定（フィードバックを繰り返して、実情にあった計画とする）。

・令和6年9月までに計画案を作成。

・令和6年10月までパブコメを1カ月間実施する。

・令和7年3月に庁議等の調整を踏まえて第2期公共施設等マネジメント実施計画策定予定。

〔主な質疑〕

市民への周知方法、情報共有はどのように実施していくのか。

⇒最終的にはパブリックコメントで意見をいただく予定だが、その他にもこの会議結果や進捗状況についてはホームページで公開する。

計画期間が令和8年度からとなっているが、スケジュール的に6年度までに策定が終了するということは、予算入力期間も踏まえたという認識でよいか。

⇒第2期の計画開始より前倒しで令和6年度に策定する。その計画に基づいた予算取りを令和7年度にしていただき、令和8年度から予定通り着手いただくため、1年間猶予を設けている。

問合せ先
(事務局)

朝霞市 総務部財産管理課財産管理係 担当者 山崎・牧原
電話番号 048-463-0203 (内線: 2332)
eメール zaisan_kanri@city.asaka.lg.jp